

【体育奨励事業の利用について】

被保険者、被扶養者（家族）の皆様が参加できるスポーツイベントに対し、体育奨励事業として補助金を支給しております。

- 補助金額 同一事業年1回を対象に、被保険者（本人）被扶養者（家族）補助金対象者は4歳以上。各事業所、事業部、支店、営業所、労働組合が主催する事業であり、1人当たり3,000円を限度に支給とする。事業が2日以上にわたる場合であっても1事業とする。
- 支給条件 1. ①ウォーキング（ハイキング等）については、実施計画書に距離がわかるような地図、出発地・途上・終着地が確認できるようコース表等を添付すること。
- ②ボウリング
- ③フットサル
- ④ゴルフ
- ⑤スキーツアー（労働組合が主催した場合に限る）
- ⑥その他、組合理事長が認めた事業
2. 飲食代、および体育奨励事業にそぐわない費用は補助金対象外とし、総経費の2分の1（事業の主催者が費用の一部を負担する場合は総経費の3分の1）を対象とし、その額を参加者数で除して1人当たり補助額を決定する。補助対象者一人当たり補助額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- （経費として認められるもの）
- ① 施設使用料、プレー費、入園料など
- ② 体育奨励事業にかかる用具のレンタル料
- ③ 救急医薬品購入代
- ④ 熱中症対策用の飲み物代

- ⑤ 損害保険料
 - ⑥ その他、組合理事長が認めた経費
3. 実施報告の際には、ゴルフのスコア表のような参加者氏名が分かるものを添付。添付できない場合には参加者の集合写真を証拠書類として添付すること。

補助金の手続き 1 事業実施日の一週間前までに、「実施計画書」及び「参加者名簿」を健保組合に提出する。※事業の主催者が費用の一部を負担する場合は申請書にその旨記入してください。

●実施計画書・参加者名簿 申請書

2 健保組合より承認通知が届く【補助予定額決定】

3 事業実施後、速やかに「報告書・補助金申請書&（経費の証拠書類）」「参加者名簿」及び「振込依頼書」を健保組合に提出する。

●報告書・補助金申請書・参加者名簿・振込依頼書 申請書

4 健保組合より決定通知が届く【補助額決定】

5 補助金の振込